

「しまね青少年プラン（スサノオプラン）第4次改定（案）」に対して お寄せいただいたご意見の概要及び意見に対する考え方

令和4年3月16日（水）から4月15日（金）までの間、「しまね青少年プラン（スサノオプラン）の第4次改定（案）」について、県民の皆様からご意見を募集したところ、6名の方からご意見をお寄せいただきました。

ご意見の概要と島根県の考え方を取りまとめましたので公表いたします。

その他のご意見等につきましては、今後の計画の参考にさせていただきます。

ご意見等の概要	考え方
<p data-bbox="159 549 958 635">P2 「4 計画の対象となる青少年」に関する記述</p> <p data-bbox="141 643 981 823">対象を一部40歳未満としているが、青少年であればまだしもそれぞれが価値基準をもち判断の出来る成人（18才以上）に対して特定の価値観を押しつけることは適切でなく、本計画の範囲から除外するべきである。</p>	<p data-bbox="1010 643 2085 970">しまね青少年プランは「都道府県子ども・若者計画」として位置づけています。この計画は、国が平成22年に施行した「子ども・若者育成支援推進法」第8条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえて策定しています。この大綱では、乳幼児期（義務教育年齢に達するまでの者）から青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満の者）までを青少年とし、施策によってはポスト青年期である40歳未満の者を対象としています。しまね青少年プランは、この大綱に基づいて策定していますので、幅広くポスト青年期を対象とした施策も記載しています。</p>
<p data-bbox="159 995 958 1082">P2 「4 計画の対象となる青少年」に関する記述</p> <p data-bbox="141 1090 981 1270">18歳未満と18歳以上に分けていただきたい。これは体力や学力などの成長の程度や家族の有無など条件が全く異なるからである。例えば、引きこもり対策一つとっても10代と30代では必要な支援や有効な手立ては異なる。</p> <p data-bbox="141 1278 981 1458">また、スサノオプラン自体が青少年育成条例を踏襲しているようなので、年代によっては『過剰な権利制限』に繋がり、かえって弊害の方が強く出ることがある。よって、成人向けには別のプランを作る必要がある。</p>	<p data-bbox="1010 1090 2085 1270">しまね青少年プランの構成として、島根県民に向けて策定している各種計画・施策の中から、国策定「子供・若者育成支援推進大綱」に示してある「乳幼児期から40歳未満まで」を対象とし、施策等をまとめた計画となっています。成人向け、全県民向けには、各種計画・施策があります。</p>

<p>P4 「2 青少年が過ごす「場」ごとの状況」の情報化社会に向けた生活様式の変化に関する記述</p> <p>P11 「(4) 情報通信環境（インターネット空間）」の情報機器等の長時間利用による懸念及び情報のやりとり増加による誹謗中傷・犯罪被害増加の状況に関する記述</p> <p>P51 「施策③ インターネット等をめぐる問題対策の推進」の「施策の方向性」情報リテラシーに関する記述</p>	<p>「自然とふれあう機会」「体を動かす体験」「屋外での集団遊び」を行うことが良い青少年であり、「生活全般の24時間化」「実際の行動や体験をしない」が悪い青少年に結びつくという偏った価値観に基づき計画が構築されている。コロナ禍であり、情報化社会に向けた生活様式の変化には良い側面・悪い側面があることを前提とした議論が必要である。</p> <p>頂いたご意見を参考にして、一般的な情報端末や情報の扱い方及び社会の現状の記載に変更いたします。</p>
<p>P4 「2 青少年が過ごす「場」ごとの状況」の情報化社会に向けた生活様式の変化に関する記述</p> <p>P11 「(4) 情報通信環境（インターネット空間）」の情報機器等の長時間利用による懸念に関する記述</p> <p>「実際の行動や体験」が有意に減少しているという具体的なデータなどはあるか。また、「実際の行動や体験」の減少とオンライン学習や情報端末の普及の相関は証明されているか。相関が認められた場合でも、因果関係の証明はまた別途必要。情報端末への依存や、運動へのハンデは、発達障害などが要因である可能性が高い。</p> <p>ディスレクシアなどの学習障害を抱えた児童にとって、情報端末はむしろ欠くことのできないツールとなっている。</p>	<p>頂いたご意見を参考にして、一般的な情報端末や情報の扱い方及び社会の現状の記載に変更いたします。</p>
<p>P11 「(4) 情報通信環境（インターネット空間）」の及び情報のやりとり増加による誹謗中傷・犯罪被害増加の状況に関する記述</p> <p>性的な情報や残虐な情報については、「どう触れ（触れ方を自分で選び）、どう受け止め、どう考えるべきか」を教育することが重要である。</p> <p>情報のやりとりを危険視するのみでは、ポスト青年期を無限に延長することにしかない。</p>	<p>頂いたご意見を参考にして、一般的な情報端末や情報の扱い方及び社会の現状の記載に変更いたします。</p>

<p>P20,21 「施策① 心身の健全な成長の促進」の家庭に関する記述</p>	<p>「実在する異性」が恋愛対象とならない人や、恋愛・結婚に興味がない人を否定する記述である。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 性の多様性について知る機会を設け、互いに尊重し差別をなくすことは、青少年の心身の健全な育成にとって大切であると考えています。これを踏まえた上で、該当箇所を、ご意見を反映した内容にいたします。</p>
<p>P20,21 「施策① 心身の健全な成長の促進」の家庭に関する記述</p>	<p>必ずしも男女のみが家庭の最小単位ではないことが当たり前の時代。青少年育成プランとしては、ステレオタイプを規範化してしまう恐れが強く、不適切。また必ずしも子供は家庭のなかにいる存在ではない。生まれた時から家庭を持たずに生きている子供もいる。児童養護施設等で生活している未成年者もいる。 児童虐待問題の観点からも、里親の条件緩和や親権を緩和し育てようという取り組みが求められている。 本当の意味で子供が生きやすい家庭像について十分な考察をした上で、「男女」「家庭」「産み育てる」という文言を再考して欲しい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 個々の価値観を尊重し、性の多様性や社会的養育の観点から、20,21 ページの文言を合わせて再考し、ご意見を反映した内容にいたします。</p>
<p>P21 「施策① 心身の健全な成長の促進 施策の方向性」の発達段階に応じた性教育に関する記述</p>	<p>意見 もっと充実した性教育をすべき。 理由 日本の性教育は中学生でも避妊について学ばず、高校生になっても性的同意について教えるまでに至っていない。自分の身や相手の身を大切にするためにももっとしっかり学ぶ必要がある。また、幼児期などの早い時期からの性教育も必要。</p>	<p>学校では、学習指導要領に従い、県が作成した「性に関する指導の手引」や「性に関する実践事例集」を参考にしながら、心身の発達段階や学校の実態に合わせて学習に取り組んでいます。その中には、互いに相手を認め合い尊重し合うことの重要性や、相手の人格を傷つけるような態度や行動の制御なども含まれています。また、「専門家・専門医による指導事業」や「心と性の健康相談事業」などを活用し、医学的・科学的に正しい知識を学習しています。 幼児教育施設では、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨に基づき、幼児の発達の段階に応じて、遊びや生活の中で、</p>

	<p>生命（いのち）を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を大切にする気持ちが育まれる教育・保育に取り組んでいます。</p>
<p>P26 「施策④ 確かな学力の育成 施策の方向性」の高等学校での地域解決型学習に関する記述</p> <p>高校での地域課題解決学習に関しては、学校や教職員ごとに大きく違いがある。人事異動などによってその学習の根幹が変更されたり、自主性が尊重されなかったりといったことも発生するかもしれない。少なくとも県立高校においては、教職員に統一された方針を示した上で各校の創意工夫を施すようなある程度の統一・一貫性を大事にしてもらいたい。東部の学校にも魅力化コーディネーターのような、専門の職員（社会教育士などの専門的な資格を有する方）をつけていただくと、生徒もより自発的に地域課題解決学習に取り組めるようになると思う。</p>	<p>ご意見のとおり、地域課題解決型学習は、統一された方針のもと各校で創意工夫して行われることが大切ですので、島根県教育委員会では「県立高校魅力化ビジョン」に方針を掲げ、それに基づいて地域課題解決型学習を推進しています。例えば、令和2年度からすべての県立高校において探究学習推進担当教員を置き、年に3～4回の研修を実施するなど、統一性・一貫性のある学習になるように努めています。また、県立高校を核とした地域との協働体制をつくるため、すべての高校において、地元企業や教育機関等と連携したコンソーシアムが構築されましたので、今以上に、学校外の専門人材のご協力もいただきながら、生徒がより自発的に地域課題解決型学習に取り組めるよう努めて参ります。</p>
<p>P33 「施策③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実」の目的を達成するための主要事業について</p> <p>意見</p> <p>カウンセリング体験をすることを事業の中に入れるとよい。小学校低学年を対象に、全員受けてみるのが理想。</p> <p>理由</p> <p>カウンセリングに対する意識改革と、人に頼ることを習慣にするため。また、カウンセリングを受けたいが周囲から何かいわれるのではないかという不安もカウンセリングについて周りが知ることによってなくなると思う。ある記事に「自殺しようと思っても相談しなかった」という人の割合が70%以上とあった。相談する力を早いうちから習慣化することができれば、非行や自殺の防止につながっていくと考える。</p>	<p>現状の事業にはすべての低学年の小学生を対象としたカウンセリング体験はありませんが、各学校には、学校の実態や児童生徒の発達段階に応じて、児童生徒が、「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」（SOSの出し方に関する教育）を積極的に推進していただくよう、お願いしているところです。</p> <p>各学校や地域の実情を踏まえつつ、教育相談の意義を踏まえ、スクールカウンセラーや専門機関等との連携を行う等、教育相談体制の充実に資する取組を進めて参ります。</p>

P41 「施策③ 児童虐待防止と社会的養護の推進」の児童虐待に関する記述

意見

虐待後の対応はしっかりしているが、虐待防止対策が不十分ではないか。虐待防止対策を入れるべきである。

理由

相談所やその後の子供の保護はとても大切であるが、私は防止が一番重要だと考えていて、小学生から虐待について学ぶべきであると思う。保護者同伴がベスト。虐待の定義はあやふやである。授業で学習しないからどこからが虐待なのかわかっていない子供がほとんどなのではないか。また、保護者もわかっていない場合が多い。講演会などを行い、虐待についての理解や、虐待を受けたときの対応などを教えるべきである。

体罰によらないしつけについて多くの方に正しく知っていただくことは、虐待防止の取り組みとして重要だと考えています。現在は、厚生労働省が作成した体罰によらないしつけのガイドラインや、その内容をわかりやすくまとめたリーフレット等を県から市町村へ配布し、市町村、要保護児童対策地域協議会等が行う地域住民や関係機関への啓発・研修に活用してもらっています。また小学生から高校生までの児童・生徒に対して、学校を通じて電話相談窓口を周知するカードを、さらに虐待防止月間（11月）には児童虐待に関するチラシを配布し、虐待や相談窓口に関する啓発を行っています。

県としては、予防、早期発見、早期支援、対応する機関の専門性の向上などの更なる強化が必要であると考えており、市町村と連携して、妊娠・出産、子育て期における支援の充実や、体罰禁止を含んだ児童虐待に関する啓発活動、児童相談所や市町村の体制強化等に、引き続き、取り組んで参ります。

P44 「施策② 家庭の教育力向上のための支援」の親学プログラムに関する記述

親学の全面放棄を求める。なぜなら脳医学や精神医学界から否定的な意見が出された理論を取り入れている。

例えば、経済的・肉体的負担が案外多いハイカルチャーしか推奨していない点や非科学的な理論が多数織り込まれている思想で医学的に根拠がないからである。県の施策に親学は不適當であると考えている。

島根県で実施している『親学プログラム』による研修は、子育てにかかわるテーマについての親同士の話し合いや、悩みを打ち明け合うワークショップを通して、親子のかかわり方への「気づき」を得たり、親同士のつながりづくりをするなどの、参加型学習プログラムから構成されています。

またこの研修は、親同士のつながりづくりに加え、子どもにかかわる全ての大人のつながりづくりにも生かされており、地域総がかりで子どもの育ちを支える気運醸成も目的としているところです。

以上のように、島根県の『親学プログラム』は、親の気づきやつながりづくりを大切な視点として取り入れ、独自に島根県が開発したものであり、ご指摘のような何らかの宗教的価値観や、特定の思想に基づくものではありません。

P45 「施策② 家庭の教育力向上のための支援 施策の方向性」の親学プログラムに関する記述

親学については特定の古い宗教的価値観に基づいたものであり、基本計画に加えることは適当ではない。

島根県で実施している『親学プログラム』による研修は、子育てにかかわるテーマについての親同士の話し合いや、悩みを打ち明け合うワークショップを通して、親子のかかわり方への「気づき」を得たり、親同士のつながりづくりをするなどの、参加型学習プログラムから構成されています。

またこの研修は、親同士のつながりづくりに加え、子どもにかかわる全ての大人のつながりづくりにも生かされており、地域総がかりで子どもの育ちを支える気運醸成も目的としているところです。

以上のように、島根県の『親学プログラム』は、親の気づきやつながりづくりを大切な視点として取り入れ、独自に島根県が開発したものであり、ご指摘のような何らかの宗教的価値観や、特定の思想に基づくものではありません。

P47 「施策⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実」の青少年団体のネットワークに関する記述

青少年団体の事例の収集やネットワーク化は、当事者の間でも必要性を強く感じている。生活圏を共にする圏域、ブロックではより緊密な連携や情報交換ができるとよい。社会教育施設を核として繋がりを持った協議会、連絡会等の設置を促進していただきたい。

各地域・圏域には、それぞれの自治体などにより構成されている団体のネットワークがたくさんあります。例えば、「子ども・若者育成支援推進法」では「子ども・若者育成支援地域協議会」の設置が謳われており、県及び県内5市町でも設置されて、子ども・若者の育成や支援について、情報交換などが行われています。青少年団体についても、例えば「青少年育成島根県民会議」の各種事業をとおして、ネットワークを繋ぎ、それぞれの青少年団体の活動の活性化を図ります。

P48 「施策⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実」の読書環境の整備に関する記述

学校の図書室にある書籍をネットで公開してはどうか。現在、島根大や松江高専の本は検索できる。

これを拡大して県全部の学校の図書室の本をネットで検索できるようにしてはどうか。長所は「保護者が読ませたい本を、子供が借りに行くことにより、子供が図書室に行くようになる」という点である。「他校にある良い本を学校関係者が知ることが出

現在、学校図書館では、蔵書をネットで公開するといったサービスは行っておりませんが、学校司書のネットワークを活用して、公共図書館や他の学校の図書館との相互貸借やインターネットを活用した資料の収集・提供を積極的に行っています。

また、小・中学校等では、令和3年度より「学校司書等による学びのサポート事業」を実施しており、学校図書館を拠点として児童生徒への個別支援を行っています。

来る」ということもある。

本来は書店などが各地域にあり、そこが子供の集まる場になればよいが、なかなかそうはならない。

よって学校の図書室を通じて本を知ってもらうようにするのがよいのではないか。

いただいたご意見を参考に、今後も読書活動の推進と図書館環境の整備に努めていきます。